

平成 17 年 8 月 9 日

各 位

会社名 株式会社テー・オー・ダブリュー
代表者の役職氏名 代表取締役社長 川村 治
(J A S D A Q ・ コード 4767)
問合わせ先 取締役 武田 克実
連絡先 管理部 (TEL 03 - 3502 - 8887)

ストックオプション（新株予約権）に関するお知らせ

当社は、平成 17 年 8 月 9 日開催の当社取締役会において、商法第 280 条ノ 20 及び第 280 条ノ 21 の規定に基づき、平成 17 年 9 月 26 日開催予定の当社定時株主総会に、下記のとおり「ストックオプションとして新株予約権を発行する件」及び「株式報酬型ストックオプション付与を目的として当社株式を対象とする新株予約権を発行する件」を付議することについて決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

「ストックオプションとして新株予約権を発行する件」

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社の業績と当社ならびに当社子会社の取締役、監査役および従業員の受ける利益とを連動させることにより、当社グループの業績向上へのインセンティブを与え、当社株主の利害と可及的に一致させることにより業績を向上させることを目的として、当社ならびに当社子会社の取締役および従業員に対し、無償にて新株予約権を発行するものであります。

2. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の割当を受ける者

当社ならびに当社子会社の取締役、監査役および従業員

(2) 新株予約権の目的たる株式の種類および数

当社普通株式 450,000 株を上限とする。

なお、行使価額（(5) に定義される。）の調整が行われた場合、次の算式により目的たる株式数を調整する。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果 1 株未満の端数

が生じた場合は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

(3)新株予約権の総数

4,500 個を上限とする。

(新株予約権 1 個あたりの目的となる株式数は 100 株。ただし、上記(2)に定める株式数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)

(4)新株予約権の発行価額

無償とする。

(5)新株予約権行使に際して払込みをなすべき金額

新株予約権 1 個あたりの払込金額は、以下に定める株式 1 株あたりの払込金額(以下「行使価額」という)に新株予約権 1 個あたりの株式数を乗じた金額とする。

当初の行使価額は、新株予約権発行の日の属する月の前月各日(取引が成立しない日を除く)におけるジャスダック証券取引所における当社株式の普通取引の終値の平均値に 1.05 を乗じた金額とし、1 円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が新株予約権発行の日の終値(取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、新株予約権発行の日の終値とする。

新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

新株予約権発行後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行(旧商法に基づく新株引受権の行使または新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く)もしくは、自己株式の処分をする場合または時価を下回る価額をもって当社普通株式を取得することができる新株予約権または新株予約権が付された証券を発行する場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する株式数」に、「1株あたり払込金額」を「1株あたり処分金額」に、「新株式発行前の時価」を「処分前の時価」に、それぞれ読み替えるものとする。

(6)新株予約権の権利行使期間

平成19年10月1日から平成27年9月25日まで

(7)新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社または当社の子会社の取締役、監査役または従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、従業員の定年退職その他取締役会が正当な理由のあると認めた場合にはこの限りではない。

新株予約権の割当を受けた者の相続人による本件新株予約権の行使は認めない。

新株予約権者の割当を受けた者は、一度の権利行使手続きにおいて、付与を受けた本件新株予約権の全部または一部を行使することができる。ただし、一個の新株予約権を分割して行使することはできない。

その他の条件については、平成17年9月26日(月)開催予定の当社第29期定時株主総会以後に開催される取締役会決議により定める。

(8)新株予約権の消却事由および条件

当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案ならびに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、新株予約権の全部を無償で消却することができる。

新株予約権の割当を受けた者が、権利を行使する条件に該当しなくなった場合、あるいは新株予約権を放棄した場合は、当該新株予約権を無償で消却することができる。

(9)新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡をするには当社取締役会の承認を要する。

(10)株式交換及び株式移転による新株予約権の完全親会社への継承及び承継後の新株予約権の内容に係る方針

当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行う場合には、以下の方針により、未行使の新株予約権を当該株式交換または株式移転後の当社の完全親会社(以下「完全親会社」という)に継承させることができる。

新株予約権の目的となる株式の種類

完全親会社の普通株式

新株予約権の数

上記(2)に記載の株式数(調整がなされた場合には調整後の株式数)に、株式交換又は株式移転の際に当社株式1株に対して割り当てられる完全親会社株式の数(以下「割当比率」という。)を乗じて計算し、1株未満の端数はこれを切り捨てる。

新株予約権の行使に際して払込をなすべき金額(承継後払込価格)

$$\text{承継後払込価格} = \text{承継前払込価格} \times \frac{1}{\text{割当比率}}$$

新株予約権を行使することができる期間

上記(6)に定める期間とし、承継時に権利行使期間がすでに開始している場合には、株式交換または株式移転の効力発生日より上記(6)に定める期間の満了日までとする。

権利行使の条件並びに消去事由及び条件

上記(7)及び(8)に準じて決定する。

承継後の新株予約権の譲渡制限

承継後の新株予約権の譲渡については、完全親会社の取締役会の承認を要するものとする。

(11)細目事項

新株予約権に関する細目事項については、平成17年9月26日(月)開催予定の当社第29期定時株主総会以後に開催される取締役会決議により定める。

「株式報酬型ストックオプション付与を目的として当社株式を対象とする新株予約権を発行する件」

1. 当社取締役および従業員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを必要とする理由

当社の取締役および従業員に対する報酬制度について、当社の株価やそれを支える当社連結業績への感応度をより引き上げ、株価上昇による利益だけでなく下落によるリスクまでも株主と共有することにより、株主の利害と当社取締役および従業員の利害を可及的に一致させ、株価上昇および連結業績向上への意欲や士気を高めることを目的として、上記「新株予約権発行の要領」に記載の通り、原則として退任日以降から権利行使を可能とし、各新株予約権の行使に際して払い込みをなすべき金額を1単元あたり100円とする株式報酬型ストックオプションとして、取締役および従業員に対し新株予約権を無償で発行するものであります。

2. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の割当を受ける者

当社の取締役および従業員（以下「対象者」という。）

(2) 新株予約権の目的たる株式の種類および数

当社普通株式130,000株を上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割（または併合）の比率}$$

(3) 新株予約権の総数

1,300個を上限とする。

（新株予約権1個あたりの目的となる株式数は100株。ただし、上記(2)に定める株式の調整を行った場合は、同様の調整を行う。）

(4) 新株予約権の発行価額

無償とする。

(5) 新株予約権行使に際して払い込みをなすべき金額

新株予約権1個あたりの払込金額は100円とする。

(6) 新株予約権の権利行使期間

平成25年10月1日から平成45年9月30日まで

(7) 新株予約権の行使の条件

当社取締役でない対象者は、当社取締役就任し、当社内規に定める定年により当社取締役を退任する場合に限り、割当を受けた新株予約権を行使することができる。対象者は、新株予約権を当社内規に定める取締役の定年により退任した日（現在は満 62 歳の誕生日の直後に開催される株主総会の終了日と定められている。）から 2 週間の期間に限り、行使することができる。

対象者が定年により当社取締役の地位を退任する当社定時株主総会において承認される決算期の営業利益に応じて、下記の表に記載された割合を乗じて得られた個数を限度として割当を受けた新株予約権を行使することができる。

記

当該決算期の営業利益が 3 期前よりも

20 パーセント以上増加した場合	100 パーセント
15 パーセント以上 20 パーセント未満増加した場合	90 パーセント
10 パーセント以上 15 パーセント未満増加した場合	80 パーセント
5 パーセント以上 10 パーセント未満増加した場合	70 パーセント
5%未満増加した場合	50 パーセント
減少又は何ら増加しなかった場合	0 パーセント

（ただし、新株予約権一個未満は 1 の整数倍に切り上げる。）

新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。

このほか新株予約権の行使の条件は、新株予約権発行の当社取締役会決議に基づき、新株予約権割当契約に定めるところによる。

(8) 新株予約権の消却事由および条件

当社が消滅会社になる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案ならびに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、新株予約権を無償で消却することができる。

対象者が、権利を行使する条件に該当しなくなった場合、あるいは新株予約権を放棄した場合は、当該新株予約権を無償で消却することができる。

第(7)号 により行使できなかった新株予約権がある場合には、当社はこれを無償で消却することができる。

（注）上記決議は、平成 17 年 9 月 26 日(月)開催予定の当社第 29 期定時株主総会において、「ストックオプションとして新株予約権を発行する件」が承認可決されることを条件とします。

以 上